

議案第14号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等
の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等
の一部を改正する条例

（三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正）

第1条 三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中欄及び遺族補償年金の項中欄中
「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（三朝町国民健康保険条例の一部改正）

第2条 三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次の
ように改正する。

第6条第2項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」
に改める。

（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

第3条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（三朝町医療費助成条例の一部改正）

第4条 三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。